

業者健診データ取得数についても過去最高値となった。

#### 【評価 B】

特定健診実施率及び事業者健診データの取得率の実績は、年間の目標数値には至っていないものの、前年度より前進したことを認める。

実績向上のためには、自治体、労働局、経済団体など都道府県の関係機関と連携したアプローチが重要であり、引き続き実施体制の強化に取り組まれない。

### (3) 特定保健指導の推進

特定保健指導の外部委託機関の拡大に取り組み、外部委託機関数は 980 機関に増加(28 年度より+70)、特に、健診当日に初回面談を実施する機関は 586 機関(28 年度より+69)となった。これらにより、委託機関における特定保健指導実施者数は、初回面談実施者数 99,998 人(28 年度より+20.4%)、6 ヶ月後評価実施者数 71,008 人(28 年度より+35.2%)と大幅に増加した。

特定保健指導の実施に当たっては、対象者の生活習慣等を把握し、健診結果データ等に基づく健康リスクに応じた効果的な保健指導に努めた。また、リーフレット等を活用して保健指導の効果を具体的に事業主や対象者に示し、特定保健指導の利用を勧奨した。

被扶養者の特定保健指導については、協会独自の集団健診や地域の身近な公民館で保健指導を実施(337 ヶ所、1449 人)するなど、被扶養者の利便性に配慮した取組を行っている。

こうした取組により、特定保健指導実施率は被保険者が 13.7%で、目標には至らなかったものの 28 年度を 0.4%上回り、被扶養者は 4.5%(28 年度より+0.9%)で目標指標を 0.4%上回った。また、特定保健指導実施件数(6 ヶ月後評価実施者数)についても、それぞれ過去最高値となった。

#### 【評価 B】

中小企業の特徴から特定保健指導の推進には困難を伴うが、様々な対策を講じて着実に効果を上げていることを認める。

引き続き、健診当日に初回面談を実施する委託機関を拡大するとともに、ICTを活用し加入者がアクセスしやすい指導の仕組みを構築するなど、更なる実施率の向上に取り組まれない。

### (4) 重症化予防対策の推進

治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方(321,056 人)に対して、本部から勧奨文書を送付後、支部から電話や文書などによる二次勧奨を行った。その結果、勧奨文書送付から 3 ヶ月間で 9.8%(30,552 人)の方が、6 ヶ月間では 15.3%(47,644 人)の方が、新たに医療機関を受診した。

また、治療中の糖尿病性腎症患者に対し、かかりつけ医等と連携して保健指導を実施することにより、加入者のQOLの維持及び人工透析への移行を防止する取組を進めており、その体制の整備を図った。具体的には、全支部において県や市区町村、国保連合会等と情報を共有しながら、国保と医師会が連携している地域において調整を進めた結果、17支部で受診勧奨(1,534件)を、26支部で保健指導(733件)を(うち11支部が受診勧奨及び保健指導を)実施し、15支部が30年度から実施することとしている。

#### 【評価 B】

本部、支部及びかかりつけ医等の連携により重症化予防対策に取り組み、その成果が上がっていることを認める。

未治療者への受診勧奨を強化するためには、治療していない要因を分析し、例えば「仕事が忙しい」という理由で受診ができていない場合は職場の環境整備が必要と考えられるため、事業主に対する働きかけを強化するなど、より効果的な方策について検討されたい。

#### (5) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)

事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)は、保健事業の基盤であり、健康保険組合等と比較して加入者(事業主及び従業員)との距離感がある協会においては、このコラボヘルスが極めて重要な取組であると認識し、健康宣言事業等を通じて積極的に推進した。

具体的には、全支部で健康宣言事業を推進し、健康宣言事業所数は29年度末に19,567事業所となり、28年度末(10,318事業所)からほぼ倍増した。(日本健康会議の目標1万社を前倒しで達成し、目標を3万社以上に修正)

従業員数が概ね10人以上の健康宣言事業所(16,000事業所)に対して、健診・レセプトデータをもとに事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等を送付し、その事業所特有の健康課題等を分析・可視化することによって、職場の健康課題の解決に向けて取り組んだ。また、事業所の健康課題に合わせた取組事例の提案や健康づくりプログラムの提供を行う等、支部によるフォローアップ体制の強化に努め、事業所の取組内容の底上げを図った。

28年11月に始まった中小規模法人部門の「健康経営優良法人認定制度」において、協会けんぽの事業所の認定数は593事業所となり、28年度より326事業所増(220%)と飛躍的に伸びている。

#### 【評価 A】

保健事業の基盤となるコラボヘルスに関する積極的な事業展開とその成果を評価する。

コラボヘルスの取組を知っている事業主は、依然として少数であると感じるた

め、認知度の向上が必要である。引き続き健康宣言事業所数の増加と合わせて、制度の周知・啓発に取り組まれない。

#### (6) 各種業務の展開

各支部においては、加入者・事業主・学識経験者に加え、保健医療関係者や行政機関関係者等も交えた「健康づくり推進協議会」の設置を進め、協議会からの意見等を保健事業の取組の参考としている(29年度末で37支部に設置)。

また、地方自治体との間で保健事業の連携、協働に関する包括的な協定を締結し、特定健診・がん検診の受診促進や中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診結果等のデータ共有・分析等の取組を行っている(29年度末で45都道府県、261市区町村と締結)。具体的な取組として地方自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大しており、29年度は1,158(28年度末1,129)の地方自治体で協会の被扶養者も受診が可能となった。

パイロット事業から展開した大分支部の「一社一健康宣言」は、健康宣言事業として全国に広がり、29年度末の健康宣言事業所数は19,567社まで増加し、日本健康会議の目標(2020年までに1万社)を前倒しで達成した。また、兵庫支部の「GIS(地理情報システム)」を活用した特定健診の受診勧奨の取組は、29年度には全支部に導入となった。

医療機関への重複・頻回受診者等に対し適切な受診行動を促す取組は、支部において1ヵ月に20件以上のレセプトが存在する受診者を抽出し、文書及び訪問等による指導を実施するなど適切な受診行動を促す取組を進めた。

#### 【評価 B】

地方自治体や医師会等との連携・協働やパイロット事業からの全国展開など保険者としての事業活動が広がっていることを認める。

パイロット事業や支部事例を全国に横展開することで医療費全体の抑制に繋がることは有意義であり、引き続き取組の強化が望まれる。

また、歯・口腔のケアは健康の源となるため、これらの健診制度の普及にも力を注ぐことが肝要であり、今後の事業展開において検討されたい。

#### [船員保険]

##### 1. 保険運営の企画・実施

##### (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

第1期船員保険データヘルス計画(27年度～29年度)は、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を目標に、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットの送付、出前健康講座の開催等の情報提供・

啓発活動を中心に継続的に取り組んでおり、29年度は、これらに加えて、問診で喫煙していると回答された方に禁煙リーフレット「卒煙のすすめ」を配付し、禁煙に対する意識の向上を図った。

しかしながら、これらの取組では直ぐには行動変容に結びつかないため、第2期データヘルス計画では、データ分析による船員保険の健康課題等の結果も踏まえ、生活習慣病予防健診の無料化やオプション検査項目（前立腺がん検査）の追加、スマートフォンを活用したオンライン禁煙プログラムの実施、船舶所有者と協働した船員の健康づくり支援（いわゆるコラボヘルス）の推進等のより実効性の高い計画を策定した。

#### 【評価 A】

船員保険の被保険者の特徴を捉えた保健事業を実施していることを評価する。次期データヘルス計画では、実施量（アウトプット）及び成果（アウトカム）の検証を行いつつ、より実効性の高い取組を期待したい。

### (2) 情報提供・広報の充実

被保険者のニーズが高い紙媒体を中心に、効果的・効率的な広報を実施した。

具体的には、船員保険制度の利用手続き等を説明したパンフレット「船員保険のご案内」を支部、労働基準監督署、年金事務所のほか、新たに地方運輸局等に設置した。また、日本年金機構の協力により船舶所有者に送付する保険料納入告知書に時宜を得た情報を掲載したチラシを同封し、年間を通して制度の周知・広報に努めた。さらに、船員保険の運営状況やジェネリック医薬品の利用促進の取組等を記載したリーフレット「船員保険通信」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に送付した。関係団体の機関誌等による広報では、新たに国土交通省海事局を加えた9つの関係団体の機関誌等に延べ64件掲載した。

メールマガジンの利用者拡大に向け、船員保険部で使用する封筒や「船員保険通信」にメールマガジンの登録案内を掲載し広報を行った結果、29年度に95人の新規登録があり、会員数は590人（19%増。4割が船舶所有者）となった。

#### 【評価 B】

被保険者のニーズを踏まえた様々な手法を講じて情報提供・広報の充実に努めていることを認める。引き続き、広報の充実に努められたい。

なお、メールマガジン会員数（590人）は前年度より増加しているが、被保険者数5万人に対し依然として少ないことから、一層の利用拡大を図られたい。

### (3) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品軽減額通知の対象レセプトを6か月分から8か月分へ拡大し27,412人に送付した結果、7,695人（送付者の28%）がジェネリック医

薬品に切り替え、年間約1億6,304万円の財政効果が得られた。

また、保険証やお薬手帳に貼付して使用できるジェネリック医薬品希望シールを、保険証の交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約74,000枚を配付し、地方自治体等が開催する港イベント等の参加者にも配布した。

さらに、被扶養者の使用促進を図るため、特に15歳未満の使用割合が低いことや医療費助成により自己負担がない場合でも給付費相当は加入者の保険料から支払っていること等を記載したリーフレットを作成し、被扶養者宛の軽減額通知に同封する等の取組みを行った。

こうした取組により、加入者全体のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は、28年度（70.2%）より3.3%増加し目標指標（72.4%）を大幅に上回る73.5%となった。

#### 【評価 A】

ジェネリック医薬品の使用促進に関する持続的な取組により、使用率が73.5%と促進され、大きな財政効果を上げたことを評価する。

引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。また、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付と広報を連動させることも有用と考えられるので検討されたい。

### （4）健全かつ安定的な財政運営の確保

ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の推進など医療費適正化の取組や被扶養者資格の再確認などを通じ、適正な支出に努めた。また、加入者の疾病予防等のための取組を総合的に推進した。

30年度の保険料率を決定するに当たっては、30年度の収支見込みや中長期的な収支見通しのほか、医療費の予期せぬ増大リスク等も勘案しつつ、保険料率を29年度と同率とし安定的な財政運営に努めた。

#### 【評価 B】

保健事業の推進やジェネリック医薬品の使用促進等による医療費適正化により、現状の保険料率を維持していることを認める。

引き続き、中期的収支の見通しも踏まえ、安定的な財政運営に努められたい。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### （1）サービス向上のための取組み

サービススタンダードについては、傷病手当金等の職務外給付の申請書の審査・支払の進捗管理を徹底することにより、年度を通じて達成率100%を維持した。

お客様満足度調査の結果は、いずれの指標でも80%を超え、引き続き高い水

準であるが、新たに開始されたマイナンバー記入関係の添付書類等の不備による返戻件数の増加が一因となり、28年度よりも満足度が若干低下した。

お客様からのご意見を受け、療養補償証明書の様式について3部複写から調剤薬局等でも使用できるよう「医療機関用」を1枚追加した4部複写に変更し、利便性の向上を図った。

#### 【評価 B】

サービススタダードは達成率100%を維持し、お客様満足度も概ね充足されていることを認める。

一時的な要因にしてもお客様満足度が低下したことを軽視することなく、引き続き、満足度のあるサービスの充実に努められたい。

### (2) 高額療養費制度の周知

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変更されたことに伴い、制度改正の内容について納入告知書に同封するチラシやメールマガジン、関係団体の機関誌等に掲載し、周知を図った。

また、限度額適用認定証の利用による高額療養費の現物給付化について説明したチラシを作成し、被保険者に送付する「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」のほか、高額療養費の支給決定通知書にも同封し、限度額適用認定証の利用促進を図った。その結果、28年度と比較し加入者が減少している中で限度額適用認定証の交付枚数は増加した。

なお、高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する方式（ターンアラウンド方式）により、高額療養費の申請漏れの防止を図っている。

#### 【評価 A】

加入者の立場から高額療養費支給申請を勧奨する取組を行っていることを評価する。

今後とも、限度額適用認定証の利用促進や支給申請勧奨の実施により、高額療養費の現物給付化の取組を一層進められたい。

### (3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

労災保険の受給者情報を活用して、職務上の上乗せ給付及び職務上の上乗せ給付に併せて支給される特別支給金の未申請者に対し、申請の勧奨を実施した。

また、勧奨を行っても申請いただけない方に対し、添付書類を省略可能にして再勧奨を行うなど着実な支給に努めた。

さらに、関係団体の機関誌やメールマガジンに職務上の上乗せ給付及び特別支給金に係る制度の案内を掲載し、周知を図った。

### 【評価 B】

職務上の上乗せ給付等の未申請者に対する申請勧奨、再勧奨等の丁寧な対応により、着実な支給に努めていることを認める。

今後も、被保険者の立場に立って給付事務手続きの円滑化に努められたい。

#### (4) 保険給付等の業務の適正な実施

傷病手当金等の現金給付の審査にあたって申請内容に疑義が生じた場合は、被保険者や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど、適正な給付に努めた。また、適用（制度加入や報酬等）に関する不正が疑われる案件は、日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしている。

下船後の療養補償の適正な受診に関するチラシを被保険者に送付するとともに、関係団体の機関誌等に療養補償の適正な受診に関する記事を掲載する等の広報を実施した。また、療養補償証明書が提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会及び提出の督促を行い、下船後の療養補償の利用の適正化に努めた。

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回施術に係る申請に加え、新たに1年以上の長期受診となっている申請者に対しても、柔道整復施術のかかり方を説明したチラシを同封して文書照会を行うとともに、関係団体の機関誌等への掲載による広報を実施した。その結果、1件当たりの金額は28年度に比べ134円（▲3.2%）減少した。

### 【評価 B】

下船後の療養補償の適正な利用など船員保険に特有な保険給付への対応や傷病手当金等の適正な給付への取組を認める。

柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、柔道整復施術のかかり方を加入者に周知し適正な保険証の使用を徹底するとともに、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。

#### (5) レセプト点検の効果的な推進

内容点検については、従来は保険者でしか行っていなかった突合点検や縦覧点検が社会保険診療報酬支払基金でも実施されるようになった結果、協会における点検の効果が現れにくい状況にある。加えて、29年4月からレセプト点検員に欠員が生じたため、内容点検業務に外部の点検業者を活用することとし、29年11月から委託を開始した。こうした事情により、加入者一人当たり診療内容等査定効果額は72円（▲22.6%）と28年度を下回った。

資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を実施

しているが、無効となった保険証の早期回収の強化や喪失後受診防止の広報等の効果もあり、点検効果額は2,296円(▲9.9%)と28年度を下回った。

外傷点検については、加入者に負傷原因の照会等を実施しており、点検効果額は269円(+18.0%)と28年度を上回った。

#### 【評価 B】

レセプト点検員の欠員に対する対応の遅れが、内容点検実績の低下に影響したことは明らかであり、迅速な対応が必要であったものと考えられる。

レセプト点検体制(人員)の整備とともに、点検ノウハウの蓄積・共有を進め、査定効果額が伸びるよう点検技術の向上を図られたい。

### (6) 被扶養者資格の再確認

日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再確認を着実に実施した。実施に当たっては、事前に船舶所有者へ案内チラシを送付して周知するとともに、ホームページに協力依頼の記事を掲載するなど、きめ細かな取組を行った。また、期限までに未提出の船舶所有者に対しては、被扶養者状況リストの再送付や電話等による提出勧奨を行った。

その結果、被扶養者状況リストを送付した船舶所有者の93.8%からリストの提出があり、201人の被扶養者の資格喪失の届出が未提出であることを確認した。これを適正に処理したことにより高齢者医療制度への拠出金等約871万円の適正化(削減)が図られた。

#### 【評価 B】

船舶所有者等の協力を得て被扶養者状況リストの高い提出率を実現していることを認める。

引き続き、被扶養者状況リストの提出率100%を目指して、着実な取組を行われたい。

### (7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

保険証の未返却者に対して文書催告を行ったほか、未返却者が多い船舶所有者等に対し保険証の早期回収を依頼するチラシを送付するなど早期回収に努めた結果、保険証の回収率は96.4%となり、28年度より0.1%上昇した。

新たに発生した債権については、文書催告を定期的に行い早期回収に努めたほか、催告後も納付されない返納金額5万円以上の債権については、内容証明郵便で催告を行った後、支払督促等の法的手段を実施するなどにより回収強化に努めた。また、無資格受診による返納金を国民健康保険の保険給付と直接調整する保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収に努めた。これらの取組により現年度債権の収納率は83.0%となり、28年度より0.6%上昇した。



### 【評価 A】

保険証の早期回収、確実な債権回収及び保険者間調整の積極的活用に努め、前年度の実績を上回ったことを評価する。引き続き、より一層の回収率の向上を図られたい。

債権管理について、債権回収実績に加え、債権償却（不納欠損）又は調定取消等の原因を分析して、償却（不納欠損）等に至らないように対処する取組も検討されたい。

## 3. 保健事業の推進・強化

### (1) 保健事業の効果的な推進

29年度は、第1期船員保険データヘルス計画の最終年度として、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を目指し、情報提供・啓発活動を中心とした取組を着実に実施した。また、第二期特定健康診査等実施計画の最終年度であり、目標達成に向けて様々な取組を実施した結果、健診及び特定保健指導の実施率は着実に伸びている。

第2期船員保険データヘルス計画の策定に当たっては、第1期計画の結果の評価により、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率の減少と喫煙率の減少が課題であること、情報提供・啓発活動は重要であるものの行動変容には直ぐには結びつかないこと等が判ったことから、生活習慣病予防健診の無料化、スマートフォンを活用したオンライン禁煙プログラムの実施、船舶所有者と協働した船員の健康づくり支援（いわゆるコラボヘルス）の推進等のより実効性の高い内容を盛り込んだ計画を策定した。

### 【評価 B】

船員に特有のメタボリックシンドロームリスク保有率と喫煙率の減少というテーマに絞って対策を立て、多様な事業を展開していることを認める。

今後は、健康課題の解決（目標の達成）を測る評価指標の設定が重要である。

### (2) 特定健康診査の推進

生活習慣病予防健診の実施機関数の拡大(29年度末 262 機関)やGISを活用した未受診者の多い地域への健診車の配置等により、受診機会の拡大を図った結果、被保険者の特定健診受診率は、0.8%増加し37.8%となった。

市町村が実施するがん検診と特定健診との同時実施や支部主催の集団健診との連携、駅周辺での巡回健診の実施等により、被扶養者に健診受診の機会を多く提供し利用促進を図った結果、被扶養者の特定健診受診率は、1.0%増加し18.8%となった。

船舶所有者に対し、28年度に生活習慣病予防健診を受診しなかった方の健康

証明書データを収集し提供いただくよう、文書及び電話による勧奨を行い、収集強化に努めた結果、28年度分の船員手帳の健康証明書データの取得率は、0.7%増加し29.3%となった。

#### 【評価 B】

特定健診の実施率が目標に達していないが、特定健診の実施機関の拡大、健診車の配置その他の受診機会の拡大策を講じて、前年度より伸びていることを認める。目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。

### (3) 特定保健指導の推進

特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し、外部事業者が持っているノウハウにより未利用者への働きかけを行うなど、特定保健指導の実施体制の強化に努めた。また、協会のホームページやメールマガジン、全ての被保険者及び船舶所有者に送付する船員保険通信等を活用し、特定保健指導の案内を掲載するとともに、特定保健指導の対象者には健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを送付し、特定保健指導の利用促進を図った。

こうした取組により、被保険者及び被扶養者の特定保健指導実施率(初回面談及び6か月後評価)は、すべて28年度を上回った。

#### 【評価 B】

特定保健指導の実施率が目標に達していないが、対象者一人ひとりにオーダーメイドの情報提供リーフレットを配付するなどのきめ細かな対策を講じて、前年度より伸びていることを認める。目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。

### (4) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

加入者に向けた取組として、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを送付し医療機関への受診勧奨を行った結果、13.7%が医療機関を受診した。また、29年度からは問診で喫煙していると回答した方に禁煙リーフレットを送付し、禁煙に対する意識の向上を図った。

船舶所有者に向けた取組として、生活習慣病予防健診の受診者が10名以上かつ喫煙率が50%以上の船舶所有者(160件)に対し、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を送付するとともに、大規模な船舶所有者等には、職員等が訪問して「健康度カルテ」の内容やリスク改善のポイントを説明するなど、自社船員の健康課題を理解いただくよう努めた。

広報活動として、船内で実践できる運動を勧奨するリーフレットを全ての被保険者等へ送付し、また、ホームページにメタボリックシンドローム保有率の

減少に着目した健康情報等を掲載した。

啓発活動としては、研修等で船員が集まる場所に保健師等を派遣し、健康づくりに関する講習を行う出前健康講座を積極的に実施した。また、新たにメンタルヘルス講座を導入し、船員災害防止協会と連携して年間25回開催し、1,265人が受講した。さらに、船員養成校の学生を対象とする特別講義(生活習慣やメンタルヘルスに関する講座)を29年度に初めて8校で開催し、488人の学生が参加した。地方自治体との連携では、地方自治体等が開催する港イベントに参加し、出展ブースにおいて血管年齢測定等を実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、健診の啓発及び禁煙啓発の取組を積極的にPRした。

#### 【評価 A】

加入者の健康意識の醸成、生活習慣の改善等に向け、加入者へのオーダーメイドの情報提供リーフレットの送付や船舶所有者への「健康度カルテ」の活用など、加入者の特性に応じて工夫を凝らした多様な取組を展開していることを評価する。

船員養成校の学生は進路とする職場への関心度が高いと認められ、取組の実効性が期待できる。若年期からの健康への意識向上対策は重要であり、今後も健康講座の取組を継続的に推進されたい。

#### 4. 福祉事業の着実な実施

無線医療助言事業は独立行政法人地域医療機能推進機構に、洋上救急医療援護事業は公益社団法人日本水難救済会に、保養事業等は一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上をを図った。

保養事業について、全ての被保険者等へ送付する「船員保険通信」や船員保険制度の概要等を説明したパンフレット「船員保険の案内」等を活用して周知・広報を行い、利用者の拡大を図った。また、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、船員保険のホームページから宿泊費補助の申請が行えるようにし、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げた結果、利用宿泊数は28年度より165泊増加した。

#### 【評価 B】

無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの福祉事業を着実に実施したことを認める。

利用者数増加に向けた広報活動を行い、一層の利用促進を図られたい。

## [組織運営及び業務改革]

### 1. 組織や人事制度の適切な運営と改革

組織体制の強化を図るため、協会発足時に定めた支部ごとの人員数を見直して、標準的な業務量に応じた「標準人員」を定め、29年10月から人員の段階的移行を開始した。また、一部の支部において部やグループの統廃合などを行った。

職員の育成及びモチベーションの維持・向上を目的とする新人事制度の運用を本格的に実施するとともに、研修等を通じた職員の意識の醸成を図り、コンプライアンス、個人情報保護等の徹底、情報セキュリティ対策の向上に努めた。特に、ハラスメント防止及び情報セキュリティについては、支部の管理職を対象に実施し、働きやすい職場環境の構築及び職員一人ひとりの意識の向上を図った。

改正個人情報保護法の施行に伴い、要配慮個人情報及び匿名加工情報の取扱いを整理し、法律に基づく適正な取扱いについて周知・徹底を行った。

情報セキュリティ対策については、新たにグループ情報セキュリティ管理者を設置し、情報セキュリティ管理体制の強化を図るとともに、情報セキュリティインシデント対応訓練を実施し、対応能力の向上を図った。

災害対策については、29年4月に本部被災時の事業継続や早期復旧を図るための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、大規模災害等によるシステム停止を想定した情報システム運用継続計画の30年度早期の完成に向け議論を進めた。

#### 【評価 A】

協会の組織体制や支部の人員数について適切な見直しを行うとともに、コンプライアンス、個人情報保護等の徹底、情報セキュリティ対策などに積極的に取り組み、医療保険者としての機能強化が図られていることを評価する。

大規模な組織変更等に伴い職員のメンタルヘルスへの影響が懸念されるため、カウンセリングの機会確保など職員の労務管理に配慮されたい。

また、情報セキュリティの確保が社会一般となり、そのレベルも年々要求度が増していることから、緊張感を持って対処されたい。

### 2. 人材育成の推進

職場における人材育成(OJT)を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発を効果的に組み合わせる計画的に取り組むとともに、研修等を通じてOJTについての職員の意識づくりを行い、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成に努め、人材育成を推進した。

階層別研修においては、人材育成方針のもと、全階層において等級ごとに求められる役割の理解と必要な能力の習得を図るとともに、組織のマネジメント体制

の強化に向けて幹部職層・管理職層の更なる育成、特に管理職の入り口と位置付けているグループ長補佐に対して重点的な育成を行った。

また、事業を推進するにあたり必要となる業務知識の習得、スキルアップを目的とした業務別研修を実施した。

このほか、階層や業務分野に関わらず職員として理解すべき事項を学習するテーマ別研修や支部別研修を実施した。特に支部別研修は、各支部においてテーマを設定し、現場での職員の意識啓発及び知識習得、スキルアップを行った。

#### 【評価 B】

職場における人材育成(OJT)に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積極的に取り組んでいることを認める。

女性活躍の推進に向けて、人材育成の観点からも積極的な取組が必要であり、例えば女性管理職比率を指標として追跡するなど、継続的に取り組まれない。

また、非常勤職員が総人員の相当割合を占めて業務を担っていることから、常勤職員を対象とする研修と同様に、研修の充実を図っていくことが必要である。

### 3. 業務改革・改善の推進

業務プロセスの標準化・効率化を目的とする業務改革会議を開催し、適用・徴収業務やレセプト点検の処理手順について議論を行い、その意見を踏まえた審査事務手順書・点検事務手順書を作成し、業務プロセスの標準化・効率化を徹底した。

また、本部と支部が目的を共有して事務手順書に基づく業務処理の徹底、最適な事務処理体制の構築により、業務プロセスの標準化と生産性の向上を徹底することで業務の効率化を図った。

こうした取組により、事務処理誤りの発生件数(77件)は、28年度(181件)より大幅(▲104件)に減少、特に現金給付に関する誤りが大きく減少した。なお、発生した事務処理誤りについては、その内容を全支部に周知し注意喚起するとともに、事務処理誤りゼロ期間(平成29年12月～翌年2月)の取組を行うことで、事務処理誤りに対する職員の意識向上を図り、発生防止に努めた。

#### 【評価 A】

各支部の提案・検討を積極的に取り込み、開かれた業務改革・改善を進め、事務処理誤り件数の減少などその効果が上がっていることを評価する。

事務処理誤りの防止には、職員の意識向上だけでなく、誤りの発生原因の究明とそれに基づく業務フローや事務手順の改善が重要であり、引き続き、事務処理誤りの削減を図られたい。

### 4. 経費の節減等の推進

契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものは調達審査委員会において調達の内容、方法、金額等について妥当性の審査を行い、調達実績はホームページ等で公表するなど、透明性・公平性の確保を図り、適正に調達事務を執行した。

コピー用紙、プリンタートナー、封筒等は、全国一括調達により経費削減と在庫管理の適正化を図った。また、事務用品等の消耗品については、発注システムを活用し支部における発注手続きの効率化、スケールメリットによるコスト削減、随時発注による適正な在庫管理を行った。

**【評価 B】**

消耗品について、全国一括調達により経費削減がなされていることを認める。引き続き、経費節減に取り組まれない。